

「自転車運転者講習制度」とは？

自転車の運転に関して、信号無視などの危険なルール違反を繰り返すと、公安委員会から自転車運転者講習の受講を命ぜられる制度です。(平成27年6月1日から)

※ 公安委員会が講習の受講を命じる

一定の危険な違反行為をして

※ 行為の内容については裏面に記載

3年以内に **2回以上**

検挙され又は事故を起こした
悪質自転車運転者

自転車運転者講習
を受講 (講習時間:3時間)

※ 受講に従わない場合

5万円以下の罰金



?

自転車のハンドル等に傘スタンドを固定して
傘をさして運転したらどうなるの？

?

■ 傘スタンドを使用時の傘さし運転について
傘スタンドを使用時の運転は片手運転には
なりませんが、次のような違反になる可能性が
あります。

● 道路交通法第55条第2項

(乗車又は積載の方法)

運転者の視野を妨げ、あるいは車両の安定を
害するような積載等をして車両を運転しては
ならない。

● 道路交通法第70条

(安全運転の義務)

通行人に傘が接触し、他人に危害を及ぼした
場合(交通事故)等は、危険行為の対象となる
可能性があります。

● 大阪府道路交通規則第11条第4号

(軽車両の乗車又は積載の制限)

軽車両の積載の制限について

高さ…2メートルを超えないこと

幅 …積載装置の左右から0.15メートルを
超えてはみ出さないこと

と規定されており、制限を越えた積載は違反
になります。

傘さし時の自転車運転者の正面視野



傘が妨げになり、
周囲の状況が
見えません！

【参考】片手で傘をさして運転することについて

● 道路交通法第71条第6号

大阪府道路交通規則第13条第2号

の違反になります。

傘スタンドを使用した自転車の運転は、
風を受けた際に安定を失うおそれや
周囲の状況が見えなくなりますので、危険です！



大阪府警察